

海老名市教育委員会

(平成27年 4月 定例会議事日程)

日時 平成27年 4月23日(木)

午後 2時00分

場所 海老名市役所第2委員会室

教育長報告

日程第 1 報告第 3号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

日程第 2 報告第 4号 海老名市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について

日程第 3 報告第 5号 海老名市いじめ対策調査会規則の制定について

日程第 4 報告第 6号 海老名市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

日程第 5 報告第 7号 海老名市教育委員会委員の日額報酬の支給対象範囲に関する基準の制定について

日程第 6 議案第 12号 平成28年度海老名市教科用図書採択基本方針について

海老名市教育委員会

平成27年 4月定例会

◇教育長報告

1 教育長職務代理者について

教育委員会制度の法改正により、私が指名することとなっています。私としては、教育委員が年度ごとの輪番制で行っていただきたいという考えです。

平成27年度は、松樹委員を指名いたします。

なお、松樹委員の任期が年度途中となっていますので、その後年度末までと平成28年度は平井委員にお願いしたいと考えています。また、平成29年度は岡部委員に、平成30年度は海野委員にと考えていますので、よろしく申し上げます。

2 平成27年度神奈川県市町村教育委員会連合会総会について

4月15日（水）に鎌倉市浄智寺を会場に開催されました。平成26年度事業報告・収支決算書、平成27年度事業計画・収支予算書が承認されました。

また、平成28・29年度の会長市が県央地区の分担ということで、今年度中に調整することになりました。

会の趣旨から考えると、次年度以降の総会出席者については、教育委員の中から選出すべきと考えています。

3 平成27年度全国学力・学習状況調査について

4月21日（火）に今年度の全国学力・学習状況調査が実施されました。今年度からこれまでの「国語」、「算数（数学）」に加え、新たに「理科」の調査が実施されました。

調査結果の公表のあり方や方法については、学校との協議、保護者との協議、教育委員会での協議のうえ、昨年度の実績をふまえ決定したいと考えています。

4 有馬中学校区における小中一貫教育の研究について

今年度から、有馬中学校区での小中一貫教育についての研究がスタートします。4月21日（火）に研究の実施委員会が門沢橋小学校で開催され、研究の方向性が決定されました。

今年度、教職員や保護者・地域向けの講演会が開かれます。その折には、ご案内いたしますので、ぜひ、ご参加ください。

以上でございます。

報告第3号

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年4月23日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

平成27年3月31日付及び平成27年4月1日付で人事異動を発令したため

教育委員会関係職員人事異動内訳

平成27年3月31日付

課長級	5名
係長級	1名
技能労務職	1名
再任用職員	2名
		9名

平成27年4月1日付

部長級	2名
次長・参事級	2名
課長級	3名
係長級	4名
主査級	7名
主任主事級	4名
主事級	1名
技能労務職	1名
任期付・特定任期付職員	2名
		26名

平成27年4月1日付（再任用職員）

技能労務職	5名
		5名

平成27年3月31日付

氏名	新所属	旧所属	備考
【課長級】			
飯島 昭		学校教育課食の創造館担当課長 (兼) 食の創造館長	勸奨退職
梅崎 玲子	神奈川県	学校教育課主幹 (兼) 指導主事	退職
成岡 誠司	神奈川県	教育指導課教育支援担当課長 (兼) 教育支援センター所長 (兼) 指導主事	退職
加藤 展子		教育指導課児童育成担当課長	定年退職
坂野 千幸	神奈川県	教育指導課主幹 (兼) 指導主事	退職
【係長級】			
古川 久江		教育指導課副主幹	定年退職
【技能労務職】			
野中 久美子		教育総務課用務員 (門沢橋小学校)	定年退職
【再任用職員】			
石井 克太郎		学校教育課主事	任期満了
郷田 研一		教育指導課主事	任期満了

平成27年4月1日付

氏名	新所属	旧所属	備考
【部長級】			
萩原 圭一	市長室長（兼）市長室次長事務取扱	教育部長	
岡田 尚子	教育部長	市長室次長	昇格
【次長・参事級】			
金指 太一郎	教育部参事（兼）教育総務課長（兼）教育部次長事務代理	教育部参事（兼）教育総務課長	次長事務代理発令
植松 正	農業委員会事務局長	教育部次長	
【課長級】			
小川 百合子	学校教育課主幹（兼）指導主事	神奈川県	採用
山川 勇	教育指導課長補佐（兼）教育支援センター所長（兼）指導主事	神奈川県	採用
和田 波代	教育指導課主幹（兼）指導主事	神奈川県	採用
【係長級】			
羽倉 信昭	農政課農政係長	教育総務課文化財係長（兼）郷土資料館長（兼）歴史資料収蔵館長	
鈴木 早苗	市街地整備課副主幹	学校教育課副主幹	
押方 みはる	教育総務課文化財係長（兼）郷土資料館長（兼）歴史資料収蔵館長	教育総務課主査	昇格 係長発令
外村 智昭	学校教育課保健給食係長（兼）食の創造館長	学校教育課保健給食係長	兼務発令
【主査級】			
大杉 誠	保険年金課主査（兼）国保年金係長事務代理	教育総務課主査	係長事務代理発令
村上 美樹	資源対策課主査	教育総務課主査	
志村 政憲	教育総務課主査	高齢介護課主査	
高橋 明浩	教育総務課主査	資源対策課主査	
濱家 成美	学校教育課主査	施設管理課主査	
山岡 啓子	教育指導課主査	資源対策課資源対策係長	希望降任
得田 美帆	監査委員事務局主査	学校教育課主査	
【主任主事級】			
田中 環	職員課主任主事	学校教育課主任主事	
今野 まりこ	教育総務課主任主事	高齢介護課主任主事	
小菅 舞夕子	学校教育課主任主事	監査委員事務局主任主事	
古賀 雅敬	教育指導課主任主事	福祉総務課主任主事（兼）社会福祉主事	

平成27年4月1日付

氏名	新所属	旧所属	備考
【主事級】			
大乘 文哉	学校教育課主事	福祉総務課主事	
【技能労務職】			
深 典子	教育総務課用務員（今泉中学校）	教育総務課用務員（今泉中学校）	4級昇格
【任期付・特定任期付】			
仲戸川 元和	教育総務課主幹		採用（任期付短時間職員）
高間 佳奈枝	教育指導課主幹	教育指導課副主幹	昇格（特定任期付職員）
【再任用：技能労務職】			
矢崎 範子	教育総務課用務員（海西中学校）	教育総務課用務員（海西中学校）	フルタイム 任期更新
浅野 照美	教育総務課用務員（大谷中学校）	教育総務課用務員（大谷中学校）	フルタイム 任期更新
佐藤 淑子	教育総務課用務員（杉本小学校）	子育て支援調理師（中新田保育園）	フルタイム
野中 久美子	教育総務課用務員（門沢橋小学校）	教育総務課用務員（門沢橋小学校）	フルタイム
須田 ちひろ	学校教育課調理員（東柏ヶ谷小学校調理場）	学校教育課調理員（東柏ヶ谷小学校調理場）	短時間勤務任期更新

報告第4号

海老名市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について

海老名市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し執行したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年4月23日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

海老名市いじめ問題対策連絡協議会の運営に関し、必要な事項を定め
たため

海老名市いじめ問題対策連絡協議会規則の制定について

1 制定する規則

海老名市いじめ問題対策連絡協議会規則

2 制定理由

海老名市いじめ防止条例の制定に伴い、海老名市いじめ問題対策連絡協議会の運営に関し、必要な事項を定めたいため

3 制定文

別紙のとおり

4 教育長の臨時代理について

教育委員会規則の制定については、教育委員会が決定する事項の一つであるが、平成27年第1回海老名市議会定例会において制定条例が可決されたこと、また条例において設置が規定されている組織に関する規則であることから、制定条例と同日公布としたいため、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により教育長が臨時に代理して執行した。

5 施行期日

平成27年4月1日

海老名市いじめ問題対策連絡協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、海老名市いじめ防止条例第9条の規定に基づき海老名市が設置する海老名市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 連絡協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、教育委員会が行う。

2 連絡協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第5条 連絡協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

海老名市いじめ防止条例

(目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止に係る基本理念、基本方針等を定めることにより、本市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市、学校、保護者及び地域は、いじめが全ての児童等に関する問題であるとの認識に立ち、全ての児童等がお互いを思いやり、尊重し、安心して生活し、学び合うことができる環境を整えるとともに、それぞれがその責務及び役割を自覚し、迅速かつ組織的にいじめ防止等に取り組まなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) いじめ 児童等に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等電子媒体を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) いじめの防止等 法第1条に規定するいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- (3) 学校 海老名市立の学校の設置に関する条例（昭和47年条例第13号）に規定する小学校及び中学校をいう。
- (4) 児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(基本方針)

第4条 市は、いじめ問題の重要性を認識し、学校が解決に向けて取り組むべき事項について、次のとおり基本方針を定める。

- (1) 児童等一人ひとりを大切にす人権教育の基盤に立って、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にし、いじめを許さない指導等の充実に努めること。
- (2) いじめの防止等においては、「被害者」又は「加害者」だけでなく、「観衆」又は「傍観者」など周囲の児童等にも注意を払う必要があることを認識して、絶えず実態把握に努めること。
- (3) いじめの防止等のために、保護者、教育委員会、関係諸機関及び地域と連携すること。

(子ども宣言)

第5条 教育委員会は、児童等一人ひとりがお互いを思いやり、尊重し、安心して生活するために、児童等がいじめ防止等に対して取り組むべき事項について宣言を行い、定めることができる。

(市の責務)

第6条 市は、第2条に規定する基本理念に基づき、いじめの防止等のために必要な施策を策定し、実施するものとする。

(学校の責務)

第7条 学校は、法第13条に規定する学校いじめ防止基本方針を定め、基本理念等に基づき、いじめが行われず、全ての児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者等関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思料するときは、適切かつ迅速にこれに対処し、再発の防止に努めるものとする。

(財政上の措置)

第8条 市は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会の設置)

第9条 教育委員会は、法第14条第1項の規定により、いじめの防止等に関係する組織及び団体の連携を図るため、海老名市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 協議会の委員は、次に掲げる組織に所属する者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校
- (2) 児童相談所
- (3) 法務省の人権擁護機関
- (4) 海老名警察署
- (5) その他教育委員会が必要と認めるもの

4 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(いじめ対策調査会の設置)

第10条 教育委員会は、法第28条第1項に規定する調査を実施するため、いじめ対策調査会（以下「調査会」という。）を置くことができる。

- 2 調査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 調査会の委員は、法律、医療、心理等の教育等に関する専門的な知識若しくは経験がある者又はその他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 4 前2項に定めるもののほか、調査会の運営に関し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(いじめ対策再調査会の設置)

第11条 市長は、法第30条第2項に規定する調査を実施するため、いじめ対策再調査会（以下「再調査会」という。）を置くことができる。

- 2 再調査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 再調査会の委員は、法律、医療、心理等の教育等に関する専門的な知識若しくは経験がある者又はその他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。ただし、前条第3項の規定により調査会の委員として委嘱された者を除く。
- 4 前2項に定めるもののほか、再調査会の運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2 教育専門指導員の項の次に次のように加える。

いじめ問題対策連絡協議会委員	日 額	8,700
いじめ対策調査会委員	日 額	8,700
いじめ対策再調査会委員	日 額	8,700

報告第5号

海老名市いじめ対策調査会規則の制定について

海老名市いじめ対策調査会規則の制定について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し執行したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年4月23日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

海老名市いじめ対策調査会の運営に関し、必要な事項を定めたため

海老名市いじめ対策調査会規則の制定について

1 制定する規則

海老名市いじめ対策調査会規則

2 制定理由

海老名市いじめ防止条例の制定に伴い、海老名市いじめ対策調査会の運営に関し、必要な事項を定めたいため

3 制定文

別紙のとおり

4 教育長の臨時代理について

教育委員会規則の制定については、教育委員会が決定する事項の一つであるが、平成27年第1回海老名市議会定例会において制定条例が可決されたこと、また条例において設置が規定されている組織に関する規則であることから、制定条例と同日公布としたいため、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により教育長が臨時に代理して執行した。

5 施行期日

平成27年4月1日

海老名市いじめ対策調査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、海老名市いじめ防止条例第10条の規定に基づき海老名市が設置する海老名市いじめ対策調査会（以下「調査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 調査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、調査会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 調査会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、教育委員会が行う。

2 調査会は、委員（専門の事項を調査する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 調査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第4条 調査会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

報告第6号

海老名市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について

海老名市いじめ問題対策連絡協議会委員の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年4月23日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

海老名市いじめ問題対策連絡協議会の設置に伴い、新たに委員を委嘱したため

非常勤特別職(いじめ問題対策連絡協議会委員)の委嘱について

- 1 いじめ問題対策連絡協議会委員について
いじめ問題対策連絡協議会において審議を行う

- 2 委嘱期間について
平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

- 3 提案理由
新規採用による

- 4 委嘱者(名簿)
別紙のとおり

海老名市いじめ問題対策連絡協議会委員名簿

委嘱期間 平成27年4月1日～平成29年3月31日まで

番号	シメイ 氏名	所属
1	ヒダ ノブユキ 樋田 信幸	海老名警察署生活安全課長
2	ウルシハラ ハジメ 漆原 肇	中学校長代表
3	ミホ アキヒロ 三保 昭寛	小学校長代表
4	アライ ノブシゲ 荒井 伸成	厚木児童相談所養護課長
5	イトウ キヨコ 伊藤 清子	海老名市人権擁護委員
6	コバヤシ マサトシ 小林 正稔	学識経験者

報告第7号

海老名市教育委員会委員の日額報酬の支給対象範囲に関する 基準の制定について

別紙のとおり、海老名市教育委員会委員の日額報酬の支給対象範囲に関する基準の制定について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第4条の規定により報告する。

平成27年4月23日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

委員報酬の日額化に伴い、報酬支給範囲の基準を定めたため

海老名市教育委員会委員の日額報酬の支給対象範囲に関する基準の制定
について

1 制定の理由

海老名市教育委員会委員の報酬の日額化に伴い、日額報酬の支給対象業
務を明確にする必要があったため

2 制定の内容

別紙のとおり

3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

海老名市教育委員会委員の日額報酬の支給対象範囲に関する基準

1 支給対象業務の考え方

教育委員会委員（以下「教育委員」という。）の日額報酬の支給対象とする業務範囲の基準を次のとおりとする。

- (1) 教育委員としての業務で、職員が直接、当該業務の確認を行うことができるものとする（電子メールを除く）。なお、会議以外で教育委員が業務としての出席依頼等を受けて、これに従事したときは日額報酬の支給対象とする。
- (2) 教育委員としての業務を行ったことにより、報酬が二重支給とならない業務とする。

2 支給対象業務の主な事例

日額報酬の支給対象とする主な事例は、次のとおりとする。なお、1日のうちに、該当する複数の業務に従事した場合でも、重複して支給しない。

業務	内容	具体例
会議	・法令等により規定されている会議	教育委員会定例会及び臨時会 総合教育会議
会議以外の協議会等	・協議会 ・審議会委員等として出席するもので、当該委員としての報酬又は謝礼が支払われないもの	教育課題研究会
研修	・地方公共団体等が行う研修会や講演会	教育委員会連合会研修会（関東甲信越静、県市町村）
式典	・教育委員として出席する式典（来賓だけでの出席は、対象外）	入学式・卒業式 辞令交付式 開校・開設記念式典
学校訪問	・学校現場との意見交換	小・中学校訪問
現地視察	・現状把握として、状況を認識するためのもの	先進都市視察
行事等への出席	・教育委員の業務として理由のある（説明のできる）もの	教育委員と語る夕べ ひびきあう教育研究発表大会 家庭と地域の教育を考える集い 市教委校長賀詞交換会 PTA活動研究集会

3 支給対象としない業務の主な事例

- ・運動会、体育祭、連合運動会

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

議案第12号

平成28年度海老名市教科用図書採択基本方針について

別紙のとおり、平成28年度海老名市教科用図書採択基本方針を定めることについて、議決を求める。

平成27年4月23日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

平成28年度海老名市教科用図書採択にあたり、その基本方針を定めたいため

平成 27 年 4 月 23 日(木)

定例教育委員会資料

教育指導課

平成 28 年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について

海老名市教育委員会は、平成 28 年度から使用する教科用図書の採択基本方針を、次のとおり定める。

「海老名市教科用図書採択基本方針」

平成 28 年度以降 4 ヶ年の中学校教科用図書は、神奈川県教育委員会が定める「平成 28 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」に基づき、海老名市教育委員会が設置した海老名市教科用図書採択資料作成委員会の報告を資料とし、種目ごと 1 種の教科用図書について海老名市教育委員会が採択する。

平成 27 年度神奈川県教科用図書選定審議会
諮 問 事 項 よ り

- (1) 平成 28 年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について
- (2) 教科用図書採択基準について
- (3) 1 つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法（例）について
- (4) 教科用図書採択地区内に 2 以上の市町村が存する場合の採択方法について

(案)

1 平成28年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について【諮問事項(1)】

- (1) 小学校用教科用図書及び中学校、中等教育学校の前期課程用教科用図書並びに特別支援学校の小学部・中学部用教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、それぞれの「教科書目録（平成28年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。なお、一般図書（特別支援学校・学級用）の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。
- (2) 教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）における教科用図書選定審議会等（以下「審議会等」という。）の諮問機関は、教科用図書の採択についての審議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。
- (3) 複数市町村で採択地区を構成する場合、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により組織や運営に関する規約を定めて、教科用図書の採択について協議を行うための協議会（以下「採択地区協議会」という。）を設け、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。
その際、協議に臨む前に各教育委員会としての採択方針等を事前に定め、予め公表することにより、採択事務の手續について明確にしておくこと。
- (4) 採択権者は、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択地区における審議会等の委員名、採択にいたる経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。
併せて、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保するとともに、関係者の意識の啓発に努めること。
- (5) 神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に教科用図書を採択する必要が生じた場合は、小学校用教科用図書調査研究の結果（平成27・28・29・30年度使用）及び中学校、中等教育学校の前期課程用教科用図書調査研究の結果（平成28・29・30・31年度使用）等を利用し、採択すること。

2 教科用図書採択基準について【諮問事項(2)】

- (1) 各発行者が作成する「教科書編集趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (3) 採択地区における学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

3 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法(例)について【諮問事項(3)】

市町教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、採択地区に審議会等を置くことが望ましい。

この審議会等の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。

(3) 審議会等は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。

- ア 教育委員会
- イ 校長会
- ウ 教育研究会
- エ その他

(4) 審議会等には、審議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。

(5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、審議会等での審議に必要な資料を作成し、報告する。

(6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(7) その他、審議会等における必要な事項は、審議会等が教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

4. 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について【諮問事項(4)】

当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定めて、当該採択地区内の市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。採択地区協議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

(1) 県教育委員会の教科用図書採択基準に基づき、採択地区の教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。

(2) 教科用図書の調査研究に関する資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。

(3) 採択地区協議会は、採択地区協議会の規約の定めるところにより、当該採択地区内の市町村教育委員会が指名する委員をもって組織する。委員の選任については、当該採択地区内の市町村教育委員会の権限と責任が十分に反映されるよう留意することとし、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。

- ア 当該採択地区内の市町村教育委員会
- イ 校長会
- ウ 教育研究会
- エ その他

(4) 採択地区協議会には、協議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。

(5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、採択地区協議会での協議に必要な資料を作成し、報告する。

(6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、採択地区協議会が委嘱する。

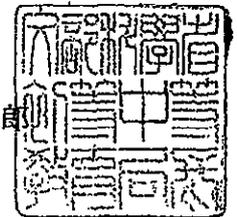
(7) その他、採択地区協議会における必要な事項は、採択地区協議会が当該採択地区内の教育委員会の意見を聞いて定めることができる。



27文科初第91号
平成27年4月7日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
小松 親次



(印影印刷)

平成28年度使用教科書の採択について（通知）

教科書の採択は、教科書が教科の主たる教材として学校教育において重要な役割を果たしていることに鑑み、教育委員会その他の採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があります。

平成27年度においては、平成28年度使用教科書の採択を行うことになりました。教科書採択の在り方については、「教科書採択の改善について」（平成24年9月28日付け24文科初第718号文部科学省初等中等教育局長通知）等により、その改善方を依頼しているところです。また、文部科学省においては、各教育委員会の協力のもと平成26年度の教科書採択の状況調査を行い、その結果（以下「調査結果」という。）を別添1のとおり取りまとめました。これらも踏まえ、平成28年度の教科書採択に当たって留意いただきたい事項を下記のとおりまとめましたので、貴都道府県の採択関係者に徹底されるとともに、域内の市町村教育委員会に対しても周知をお願いします。おって、この通知の写しを各都道府県知事及び附属学校を置く各国立大学法人の長宛て送付しますので、協力して域内の私立学校、国立学校への周知をお願いします。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、別途、当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛て通知しておりますので（「平成28年度使用教科書の採択事務処理について」（平成27年4月7日付け27初教科第2号文部科学省初等中等教育局教科書課長通知。以下「課長通知」という。)), これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576

記

1 平成27年度の教科書採択について

(1) 小学校用教科書

平成27年度は、基本的に平成26年度と同一の教科書を採択しなければならないこと（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第14条）。

(2) 中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）用教科書

平成27年度は、おって送付する「中学校用教科書目録（平成28年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。

都道府県教育委員会は、市町村教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長に対し、適切な指導、助言又は援助を行うこと。なお、このことは他の義務教育諸学校の採択についても同様であること（無償措置法第10条）。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

(3) 特別支援学校の小・中学部用教科書

①小学部

平成27年度は、基本的に平成26年度と同一の教科書を採択しなければならないこと（無償措置法第14条）。

②中学部

平成27年度は、おって送付する「特別支援学校用（小・中学部用）教科書目録（平成28年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

(4) 高等学校用教科書

平成27年度は、おって送付する「高等学校用教科書目録（平成28年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

(5) 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書

特別支援学校、特別支援学級及び高等学校において使用する学校教育法附則第9条の規定による教科書については、教科書目録に登載されている教科書以外の図書を採択できること。また、毎年度異なる図書を採択することができること。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

2 教科書採択の公正確保について

- (1) 教科書発行者の宣伝行為については、その実態を把握し、事前に適切な対策を講ずること。

文部科学省においては、各教科書発行者に対して採択に関する宣伝行為について指導を行っているところである（別添2参照）が、域内の学校とも、情報提供をはじめ密に連携し、採択の公正確保を一層徹底することが重要であること。

- (2) 採択教科書の決定に当たっては、教職員の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されるなどにより、採択権者の責任が不明確になることがないように、採択手続の適正化に努めること。

また、静ひつな採択環境を確保するため、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択を行うこと。円滑な採択事務に支障をきたすような事態が生じた場合や違法な働きかけがあった場合には、各採択権者が警察等の関係機関と連携を図りながら、毅然とした対応をとること。

採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、適切な審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、公開で行う場合には、傍聴に関するルールを明確に定めておくなど、適切な採択環境の確保に努めること。

- (3) 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて状況を適切に把握し、過大な宣伝行為その他外部からの不当な影響等により採択の適正、公正の確保に関し問題があると考えられる場合には、教育委員会等において適切な措置を講ずるとともに、その都度速やかに文部科学省教科書課宛てに報告すること。

3 教科書採択方法の改善について

- (1) 市町村教育委員会等において十分な教科書の調査研究期間が確保できるよう、文部科学省としても、調査研究に使用する教科書見本が遅滞なく送付されるよう発行者へ周知するとともに、円滑な需要数集計のためにシステム及びその運用を改善するなどの取組に努めるが、調査結果を踏まえ、都道府県教育委員会にあっては、市町村教育委員会等による需要数の報告の期限をさらに遅くするなど、採択スケジュールについて再検討すること。

- (2) 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、各教科ごとに適切な数配置するなど体制の充実を図るとともに、調査員等が作成する資料については、教育委員会その他の採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際、採択により広い視野からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実にも努めること。

また、調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、その資料及び評定について十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、採択権者の責任が不明確になることがないように、当該評定に拘束力があるかのような取扱いをしないこと。

- (3) 教科書の採択に関する情報の公表について、文部科学省としては、法令上の努力義務が課されている（無償措置法第15条）義務教育諸学校用教科書の採択結果・理由等に係る現状に関し、調査結果により明らかになったものでは必ずしも十分ではないと認識しており、引き続き、教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組んでいただきたいこと。また、高等学校段階の学校において使用する教科書の採択についても、義務教育諸学校に準じてその採択結果及び理由等の公表に努めていただきたいこと。
- (4) 公立の学校において使用される教科書の採択権限を有する者は教育委員会であり、教科書見本は基本的に教育委員会の教育長及び委員の人数分が送付されることになっている。このことを踏まえ、教育委員会の教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であり、教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、採択決定に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であると考えられること。
- (5) 公立の高等学校において使用される教科書については学校ごとに異なる種類の教科書を使用することが可能であり、採択に当たっては各学校の希望に基づいて行うことが通例となっているが、公立の高等学校において使用される教科書についても採択権限を有する者は教育委員会であり、各学校の採択希望については教育委員会において審査をすることが適切であること。
- (6) 中学校・高等学校において使用する検定済教科書であっても、障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であることから、各教科書発行者において、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところである。各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと。

(教科書発行者による取組の例)

- ①ユニバーサルデザインフォントに関する取組
- ・ルビのフォントを大きくしたり、ゴシックにする。
 - ・本文、グラフの線や数字に太いフォントを使用する。
- ②カラーユニバーサルデザインに関する取組
- ・色覚の特性に配慮した見やすい色を使用する。
 - ・色だけで情報を伝えないよう、グラフ等で線の種類を変えたり、模様を付ける。
- ③レイアウトに関する取組
- ・重要な部分を囲むことにより明確に視覚化する。
 - ・写真を重ねる際は、境目をわかりやすくする。

4 無償措置法の一部改正における採択地区協議会に係る規定の施行について

第186回国会において成立した無償措置法の一部改正のうち採択地区協議会に係る規定が平成27年4月1日に施行された。これに係る留意点については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布、施行について」(平成26年4月16日付け26文科初第140号文部科学省初等中等教育局長通知)、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令の公布について」(平成26年9月3日付け26文科初第597号文部科学省初等中等教育局長通知)、「『採択地区協議会に関するQ&A』について」(平成26年11月17日付け各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課宛て文部科学省初等中等教育局教科書課事務連絡)等によりお伝えしたところであり、関係する教育委員会にあっては、これらの内容を踏まえ、採択地区協議会に関する事務の実施に努めること。

平成28年度使用中学校教科用図書採択について

1. 採択教科書

平成28年度使用中学校教科用図書

種 目	種 目
国語	音楽（一般）
書写	音楽（器楽合奏）
社会（地理的分野）	美術
社会（歴史的分野）	保健体育
社会（公民的分野）	技術・家庭（技術分野）
地 図	技術・家庭（家庭分野）
数 学	英 語
理 科	
全 1 5 種 目	

2. 採択にかかわる日程について

- 平成27年2月 教科用図書担当者会議（採択事務について）
- 4月 教科用図書採択資料作成委員会設置要綱及び調査委員会の細案等について検討
- 5月 第1回採択資料作成委員会の開催
第1回調査委員会の開催
- 6月 第2回調査委員会の開催
第3回調査委員会の開催
教科用図書展示会（6/29～7/4）
- 7月 第2回採択資料作成委員会の開催
平成28年度使用教科用図書採択決定
- 8月 需要数報告